

富士市電子契約サービス導入支援等業務委託公募型プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務の目的

本業務は、本市及び契約相手方双方の契約締結に係る作業負担の軽減や事業者等の利便性向上を図るため、契約手続きを電子化する電子契約サービスの利用に係る導入支援及びサービス提供を行うことを目的とする。

(2) 業務委託名

富士市電子契約サービス導入支援等業務委託

(3) 業務内容

ア 電子契約サービス導入支援業務

イ 電子契約サービス提供業務

(4) 履行期間

ア 電子契約サービス導入支援業務

契約締結日から令和 7 年 10 月 31 日まで

イ 電子契約サービス提供業務

令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(5) 提案上限価格 495,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格要件

参加申込書を提出することができる者は、参加申込書提出時に、次に掲げる要件をすべて満たす法人とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領及び富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。

(4) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴

力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められる者。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。

エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。

(5) 次に掲げる書類の提出が可能な者であること。

ア 履歴事項全部証明書(発行日から3か月以内のもの)

イ 決算に係る財務諸表の写し(「貸借対照表」及び「損害計算書」等。提出可能な直近1年分)

ウ 納税証明書(発行日から3か月以内のもの。法人の場合「その3の3」)

エ 市税の完納証明書(発行日から3か月以内のもの。市内に本社、本店または支店、営業所を有する者のみ)

オ 会社概要(営業内容、事業内容等がわかるもの。パンフレット等でも可)

(6) 過去2年以内に、国又は地方公共団体において、自社の電子契約サービスの導入支援を含む運用実績を有すること。

(7) 提供する電子契約サービスは、LGWAN経由とインターネット経由で使用可能であること。

(8) 公告日時点において、情報セキュリティについて以下のいずれかの2つ以上の認証を受けていること。

- ・ ISO/IEC27017によるクラウドサービス分野におけるISMS認証
- ・ ISMAPクラウドサービスリストへの登録
- ・ 日本セキュリティ監査協会のクラウド情報セキュリティ監査による認定
- ・ SOC2報告書(Service Organization Control Report)の取得
- ・ ISO27001(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証

3 審査

(1) 審査方法

公募型プロポーザル方式により、2段階で実施する。

ア 1次審査は、参加資格要件確認のための書類審査を実施し、企画提案書の提出者を選定する。

イ 2次審査は、審査基準に基づく企画提案書類審査及びプレゼンテーション審査を実

施し、総合得点を基に総合的に評価を行い、特定候補者を選定する。ただし、合計得点の平均が 60 点を超えるものがいなかった場合は、特定候補者を選定しない。

プレゼンテーション説明は 30 分以内、質疑は 15 分程度とし、提出書類のみを用い、追加資料は認めない。プレゼンテーションの際に使用するスクリーン、プロジェクター及び HDMI ケーブルは本市が用意し、それ以外の機器は各自用意するものとする。また、提案者は 3 人以内とし、オンライン参加は不可とする。

(2) 選定基準

ア 1 次審査の参加資格要件は、「2 参加資格要件」のとおりとする。

イ 2 次審査の審査基準は、別紙「審査基準」のとおりとする。

4 参加資格確認書類の提出

(1) 1 次審査書類

ア 参加申込書（様式第 1 号）

イ 誓約書（様式第 2 号）

イ 資格要件確認書（様式第 3 号）及び添付書類

ウ 運用実績報告書（様式第 4 号）

(2) 受付期間

令和 7 年 4 月 16 日(水)から令和 7 年 4 月 28 日（月）まで

(3) 提出方法

提出書類は紙媒体とし、持参（日曜日、土曜日を除く平日午前 9 時から午後 5 時まで）または郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと）により提出すること。

(4) 提出先

11 のとおり

(5) 選考結果の通知

参加申込書を提出した者について資格審査を行い、審査結果を参加資格確認結果通知書（様式 5 号）により通知する。なお、資格審査により失格となった者は、通知日の翌日から起算して 7 日以内に、書面にてその理由について説明を求めることができる。

5 質疑の受付及び回答

(1) 提出書類

質疑書（様式第 8 号）

(2) 提出方法

電子メールにより提出すること。提出後、電話にて到達確認を行うこと。

(3) 提出期限

令和 7 年 4 月 21 日（月）

(4) 提出先

11 のとおり

(5) 回答方法

質疑及び回答は、令和7年4月23日（水）に、質疑者匿名にて富士市ホームページに掲載する。

6 企画提案書の提出

(1) 2次審査書類

提出書類については、次のとおりとする。

No.	提出書類	内容	様式
1	企画提案書	詳細は、「電子契約サービス導入支援等業務に係る仕様書」及び別紙「審査基準」を熟考の上、次の事項を盛り込むこと。 ・提案の全体概要 ・電子契約サービスの内容（機能面及びデータ管理等） ・セキュリティ対策 ・導入支援内容 ・電子契約サービス導入後の運用支援内容 ・業務遂行スケジュールと管理体制 ・その他の提案（他社より優れている点や、提出者の専門性を生かした指摘や提案）	任意
2	業務実施体制	電子契約サービス導入業務実施の取組体制及びサービス提供開始後の支援体制を記載すること。	様式第6号
3	参考見積書	(1) ア 電子契約サービス導入支援業務 イ 電子契約サービス 提供業務について、それぞれ令和7年度参考見積金額を記載すること。 (2)積算内訳について具体的に示すこと。 (3)消費税及び地方消費税の額が分かるよう記載すること。 (4)令和8年度参考見積金額を記載すること。	様式第7号

【提出書類作成上の注意点】

ア 提出書類の規格はA4版片綴じとする。

イ 綴じ順はNo.1～3の順とし、通しのページ番号を付すること。

ウ 文字は10.5ポイント以上とし、フォントは任意とする。

エ 企画提案書は30ページ以内で作成すること。

オ 企画提案書は、イラストやイメージ等の使用を可能とする。難解な用語の使用や表現を避け、わかりやすい記載に努めること。

カ 企画提案内容等は、提出者が確実に実現できる範囲で記載すること。

(2) 受付期間

令和7年5月12日(月)から令和7年6月2日(月)まで

(3) 提出方法

提出書類は紙媒体とし、持参(日曜日、土曜日を除く平日午前9時から午後5時まで)または郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと)により6部提出すること。

(4) 提出先

11のとおり

(5) 留意点

ア 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則認めない。ただし、市から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出を指示することがある。

イ 企画提案書の提出は、参加者1者につき1案のみとする。

7 契約

(1) 本市の仕様書は、当該業務の最低水準を示したものである。したがって、選定された提案内容によっては、市と提案者との協議に基づき、委託業務の内容が追加、修正される場合がある。

(2) 契約書には参加資格確認結果通知(様式第5号)に添付する「富士市業務委託契約約款」及び「重要情報特記事項」を含めるので、事前に確認しておくこと。

8 スケジュール(予定)

公告	令和7年4月16日(水)
質疑の提出期限	令和7年4月21日(月)
質疑の回答	令和7年4月23日(水)
参加申込書提出期限	令和7年4月28日(月)
参加資格確認結果通知	令和7年5月9日(金)
企画提案書提出期限	令和7年6月2日(月)
プレゼンテーション	令和7年6月9日(月)
審査結果の通知	令和7年6月12日(木)
契約の締結	令和7年7月1日(火)

9 結果の公表

プロポーザル実施後、審査委員会の委員名簿、特定候補者及び参加者、契約金額等を公表するものとする。

10 その他

- (1) 提案に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却しない。
- (3) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出された書類は、富士市が本件の報告、説明並びに公表のために必要な場合は、その写しを作成し、無償で使用するものとする。
- (5) 特定候補者は、契約締結前までに、令和 6・7 年度富士市物品の買入れ等競争入札参加資格を有すること（入札参加資格の申請に必要な関連書類を、令和 7 年 6 月 20 日（金）までに提出済みであること）。
- (6) 提出書類における記名・押印は、すべて令和 6・7 年度富士市物品の買入れ等競争入札参加資格申請書類と一致させること。
- (7) 参加資格要件確認後、次のいずれかに該当する場合は、当該契約に係る資格を失うものとする。
 - ア 参加資格要件を満たさなくなったとき。
 - イ 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
 - ウ 提出書類に不備があった、または指示した事項に違反したとき。
 - エ 選定委員の委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められたとき。
- (8) 参加を辞退するときは、必ず参加辞退届（様式第 9 号）を提出すること。
- (9) 選考結果等についての不服及び異議申し立ては一切受け付けない。

1 1 提出先及び連絡先

富士市役所財政部 契約検査課 契約担当（市庁舎 7 階）

〒417-8601 静岡県富士市永田町一丁目 100 番地

TEL 0545-55-2727／FAX 0545-53-0909

E-mail za-keiyakukensa@div.city.fuji.shizuoka.jp